

三浦市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

【 概 要 版 】

1 計画策定の主旨

三浦市は、令和7年度に策定した「第5次三浦市総合計画」に基づき、「環境負荷を減らし、豊かで美しい自然環境と共生するまち」を目指しています。そのため、循環型社会の形成に関する意識啓発を行い、ごみの減量化やごみの資源化を図るとともに、ごみの効率的な処理を行うためには、ごみ処理広域化の進展に取り組むこととしています。

今回策定する三浦市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、一般廃棄物の適正処理、減量化・資源化に向けた3R（発生抑制・再利用・再生利用）と2R（断る・修理）を合わせた5Rの推進と合わせて、今後を見据えたごみの効率的な処理等について基本的な方針を示します。

2 計画期間

計画期間については、本市の最上位計画である総合計画に合わせて、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。なお、社会情勢の変化に柔軟に対応していくため、計画期間の中間にあたる令和12年度に本計画の見直しを予定します。

計画期間：令和8年度～令和17年度（10年間）

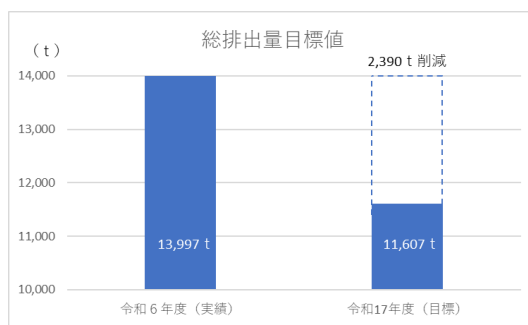
3 減量化・資源化目標

燃せるごみについて、「ごみダイエット大作戦アクションプログラム」及び「ごみダイエット大作戦水切り集中プログラム」により市民・事業者に対し、燃せるごみの排出抑制や、生ごみの水切りについての周知や協力依頼を行うとともに、資源ごみ、小型家電、不燃ごみの分別徹底を図り、減量化・資源化に努めるものとします。

計画目標年度における、ごみ総排出量の目標値と資源化目標値は以下のとおりです。

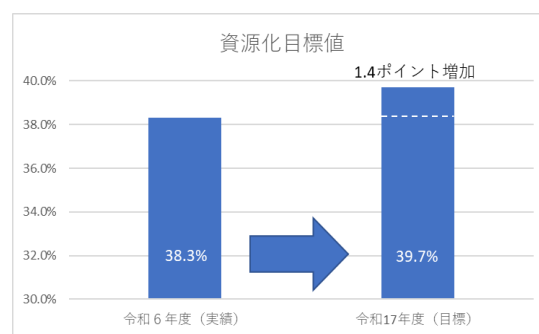
（1）総ごみ量（総排出量）の削減

燃せるごみの排出抑制及び水切りの徹底を行い、1人1日当たり15g削減に努めるものとし、10年間で総ごみ量を2,390トン削減し、令和17年の排出量を11,607トンに抑えることを目標にします。



(2) 資源化目標

燃せるごみや不燃ごみ等に混入されている資源ごみの分別徹底を行い、目標年度における資源物の排出量について、資源化率を 38.3%から 1.4% 向上させ、39.7%にすることを目標にします。

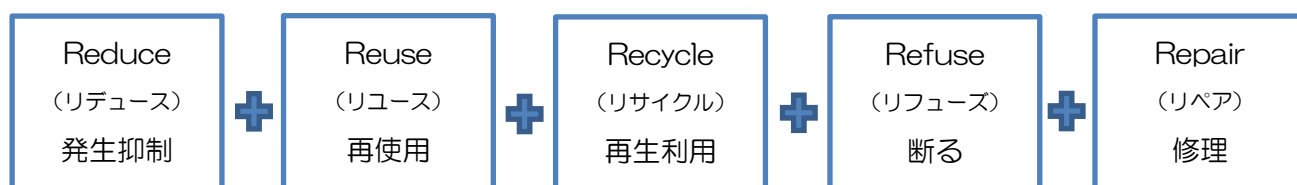


4 目標達成に向けた施策

減量化・資源化目標達成に向けたごみ処理の基本方針を以下のとおり定め、市民及び事業者が市と一体となって推進していくよう努めることとします。具体的な取組内容は、毎年策定する「ごみダイエット大作戦アクションプログラム」にまとめます。

(1) ごみの5R

これまで本市が取組んできた ごみの3R（発生抑制・再利用・再生利用）と2R（断る・修理）を合わせた5Rを推進します。



(2) 生ごみの水切り

生ごみの水切りによる排出量の削減を図ります。燃せるごみに含まれる水分量を減らすことは、そのままごみ量を減らすことにつながり、燃せるごみの減量化を図る有効な手立てとなります。

今後、駅前等でのキャンペーン活動や市内事業者に対し、指導・啓発活動、市民説明会の実施や市広報紙、ホームページ、LINE などを通じて市民や事業者に対し協力を求めています。

(3) 事業系一般廃棄物の適正処理

事業者の責務として、事業活動に伴って生じた廃棄物を事業者自らの責任において適正に処理しなければならない、再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければなりません。今後も排出する事業者の自己処理が基本であることを普及啓発していきます。

5 目標達成への市、市民及び事業者の役割

(1) 市の役割

ごみの発生抑制・減量化・資源化に対し市民及び事業者が率先し、また、継続して行えるよう様々な取組を行います。

① 分別品目の周知徹底

収集・処理・処分を適正に行うため、市民及び事業者に対し、各種広告媒体等を通して周知徹底を図ります。特に、昨今、火災の原因となっている充電器類は破砕できないごみとして分別するように周知及び令和9年度よりプラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括収集する分別についても周知を行っていきます。

② 排出事業者の自己責任によるごみ処理の徹底及び一般廃棄物処理業者の指導・育成

排出事業者の自己責任において生ごみの水切りや産業廃棄物の混入を防ぐなど適正に分別することとし、事業者が自己の責任において処理できるよう民間のごみ処理事業者の育成を図り、事業者が自己の責任において廃棄物の処理ができる環境づくりを推進します。

③ 特定家庭用機器再商品化法等の普及・啓発

リサイクルシステムの円滑な運営に尽力するとともに、不法投棄防止を図るためにも、市民に対しごみの排出には処理経費に対する一定程度の自己負担が発生するリサイクル制度の趣旨を周知し理解を求めていきます。

④ 資源化物回収奨励金制度の継続

地域住民による資源ごみの集団資源回収は、市民のリサイクル意識の高まりとともに、市の処理業務の負担軽減に寄与するため、この制度を継続し市民に周知を行い、資源ごみ回収活動の普及・拡大を図っていきます。

⑤ 市民及び事業者との協力体制の確立

分別違反ごみ排出者やごみの不法投棄者などを減らすため、市民及び事業者に対し、適正排出及び適正処理について啓発を行うとともに、廃棄物減量化等推進員との連携を図り、正しい分別排出の周知徹底を行っていきます。

(2) 市民の役割

① 市の施策に対する協力

市民はごみの発生抑制・減量化・資源化等のごみ施策に対し、必要とされる協力をするものとします。

- 分別収集・生ごみの水切り
- 5 Rの推進
- 地域での集団資源回収への積極的な参加、協力
- ごみ収集場所の清潔保持

(3) 事業者の役割

① ごみ減量化計画の策定

「三浦市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」で規定されている大規模事業者については、自己が排出するごみについて減量化計画を策定し、ごみの減量化に努めるものとします。

② 自己責任によるごみの適正処理

事業活動に伴い発生する廃棄物は、排出事業者の責任において適正に処理することを基本とします。産業廃棄物に該当する物は、自己処理のほか産業廃棄物処理業者に依頼し適正に処理するものとします。

③ 市の施策に対する協力

事業者においても、ごみの発生抑制や減量化・資源化等のごみ施策に対し、必要とされる協力をするものとします。

○生ごみの水切り

○発生抑制に向けた取組の推進

6 その他必要な事項

(1) 災害時の廃棄物処理体制

令和3年3月に策定した「三浦市災害廃棄物等処理計画」を基に災害時において生活ごみの処理や、迅速に道路等の被害状況を把握し、収集運搬ルートを検討のうえ、委託収集事業者と協力して収集運搬を行うこととします。このほか多岐にわたる災害対応を行うことが求められることから、適正なごみ収集業務を行うために、直営体制の継続を図っていきます。

(2) 家庭ごみ有料化の検討

市民が自主的にごみの排出抑制を促進できる体制整備に努めるとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を推進するため、家庭系ごみ処理費用の賦課方法について、その必要性、効果、有効な実施方法などの検討を進めます。

(3) ごみ処理手数料の見直し

増大するごみ処理経費に対処し、適正な負担を市民・事業者に求めるため、近隣自治体の動向を把握しながら見直しを図っていきます。

(4) 不法投棄の防止対策

市の定期的なパトロールと合わせて、令和6年度から導入したLINEを活用した通報制度を使って、地域住民による不法投棄防止のための仕組みづくりなど、不法投棄ができない環境づくりを図っていきます。